

子ども未来部の設置及び国体推進局の廃止について

平成28年11月24日

総務部

1 趣旨

戦略プロジェクトである「子育て応援プロジェクト」を始めとした子ども・子育てに関する施策の更なる推進に向け、市民の利便性向上と安心して子育てができる環境を整えるため、複数の部等、庁舎に置かれている関係部署を再編し、子ども未来部を設置するとともに、いわて国体及びいわて大会の終了に伴い、国体推進局を廃止するもの。

2 概要

(1) 市民部が所管している青少年に関すること並びに保健福祉部の子ども未来課、子育てあんしん課及び保健所健康推進課の母子保健に関することを所管する子ども未来部を設置する。

子ども未来部は、子ども青少年課、子育てあんしん課及び母子健康課の3課体制とする。

なお、少年センターは子ども青少年課が、保育所は子育てあんしん課が、子育て世代包括支援センターは母子健康課がそれぞれ所管する。

(2) 国体推進局を廃止する。

(3) 設置及び廃止時期

平成29年4月1日（国体推進局の廃止は、平成29年3月31日）

3 組織図（案） 裏面のとおり。

4 12月市議会定例会に提案する条例

(1) 条例名 盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例

(2) 主な改正内容

ア 部等の設置規定に、子ども未来部を加える。

イ 子ども未来部の分掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 子ども・子育て支援に関すること。

(イ) 青少年に関すること。

(ウ) 母子保健に関すること。

(エ) その他子どもに関すること（保健福祉部の主管に属するものを除く。）。

ウ 市民部の分掌事務から「青少年に関すること」を除く。

エ 部等の設置規定から国体推進局を削る。

組織図（案）

現 行	改 正 案
<p><b>市民部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 市民協働推進課</li> <li>└ 男女共同参画青少年課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 少年センター</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>市民部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 市民協働推進課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 男女共同参画推進室</li> </ul> </li> <li>└ [ ]</li> </ul>
<p><b>保健福祉部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 地域福祉課</li> <li>├ 障がい福祉課</li> <li>├ 子ども未来課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 子育て世代包括支援センター</li> </ul> </li> <li>├ 子育てあんしん課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 保育所</li> </ul> </li> <li>├ 長寿社会課</li> <li>├ 介護保険課</li> <li>├ 生活福祉第一課</li> <li>├ 生活福祉第二課</li> <li>├ 保健所               <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 企画総務課</li> <li>├ 健康推進課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 母子保健担当</li> <li>└ 成人保健担当</li> </ul> </li> <li>├ 保健予防課</li> <li>└ 生活衛生課</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>保健福祉部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 地域福祉課</li> <li>├ 障がい福祉課</li> <li>└ [ ]</li> <li>├ 長寿社会課</li> <li>├ 介護保険課</li> <li>├ 生活福祉第一課</li> <li>├ 生活福祉第二課</li> <li>├ 保健所               <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 企画総務課</li> <li>├ 健康増進課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 健康増進担当</li> </ul> </li> <li>├ 保健予防課</li> <li>└ 生活衛生課</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>子ども未来部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 子ども青少年課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 少年センター</li> </ul> </li> <li>├ 子育てあんしん課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 保育所</li> </ul> </li> <li>├ 母子健康課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 母子健康担当</li> </ul> </li> <li>└ 子育て世代包括支援センター</li> </ul>
<p><b>国体推進局</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├ 企画総務課</li> <li>└ 競技運営課</li> </ul>	<p>(国体推進局は廃止)</p>